

第 I 編 総則編

令和 6 年度改定（案）

和光市地域防災計画目次

【Ⅰ 総則編】

第 1 章	地域防災計画の策定	総則 1
第 1 節	地域防災計画の目的等	総則 1
第 1	地域防災計画改定の目的	総則 1
第 2	地域防災計画の体系及び構成	総則 1
第 3	地区防災計画	総則 1
第 4	本計画と埼玉県地域防災計画との関係等	総則 3
第 2 節	地域防災計画と関連する主要な計画等	総則 5
第 1	和光市総合振興計画	総則 5
第 2	和光市国土強靱化地域計画	総則 5
第 3	地域防災計画と総合振興計画及び国土強靱化地域計画との関係	総則 6
第 4	関係機関等の計画	総則 8
第 5	埼玉県南西部消防局消防計画	総則 8
第 3 節	地域防災計画の基本理念、防災目標及び基本方針	総則 9
第 1	基本理念	総則 9
第 2	防災目標	総則 9
第 3	基本方針	総則 10
第 4 節	防災に関する計画の改定（修正）	総則 12
第 1	地域防災計画の改定（修正）	総則 12
第 2	各種マニュアル等の作成と修正及び各種計画等の策定	総則 12
第 2 章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総則 13
第 1 節	和光市	総則 13
第 1	防災に関する業務	総則 13
第 2	和光市防災会議	総則 14
第 2 節	消防	総則 14
第 3 節	県の機関	総則 15
第 4 節	警察の機関	総則 15
第 5 節	自衛隊	総則 16
第 6 節	指定地方行政機関等	総則 16
第 1	指定地方行政機関	総則 16
第 2	指定公共機関	総則 17
第 3	指定地方公共機関	総則 18
第 7 節	公共的団体・協力機関	総則 18
第 8 節	市民等	総則 19
第 1	市民	総則 19
第 2	自主防災組織	総則 20
第 3	事業所	総則 21

第1章 地域防災計画の策定

第1節 地域防災計画の目的等

第1 地域防災計画策定の目的

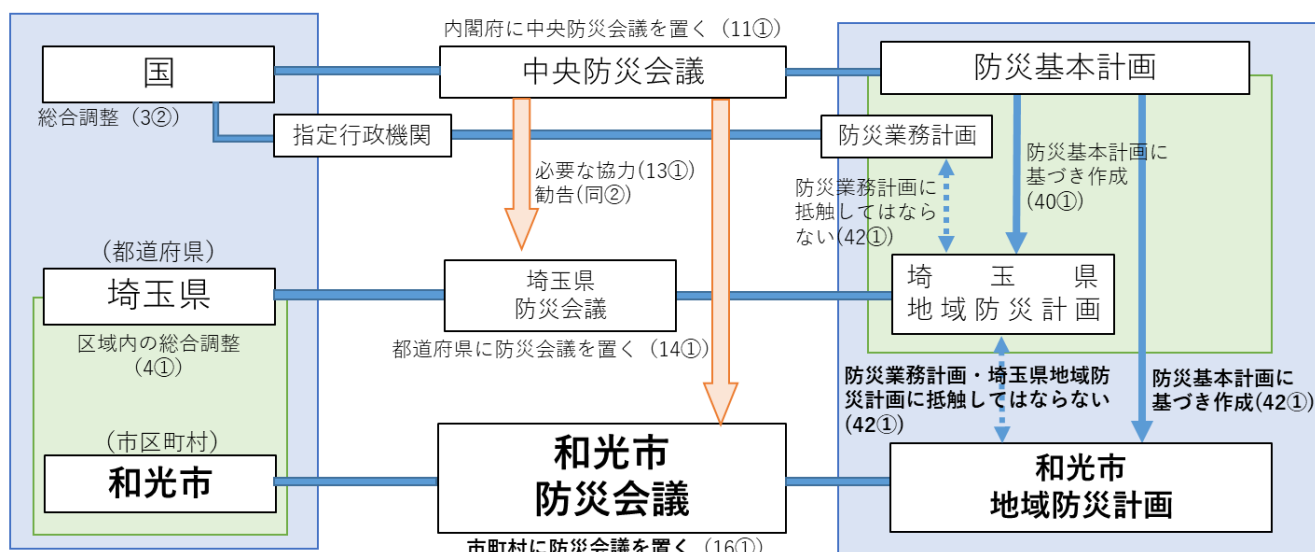
本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき和光市防災会議が策定する計画であり、和光市の地域に関する災害対策に関し、和光市、県及び関係機関、公共的団体等がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 地域防災計画の体系及び構成

1 地域防災計画の体系

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市町村の防災会議と地域防災計画の体系は次のとおりである。



※表内の括弧内の数字は災害対策基本法の条番号、丸数字は項番号を示す。

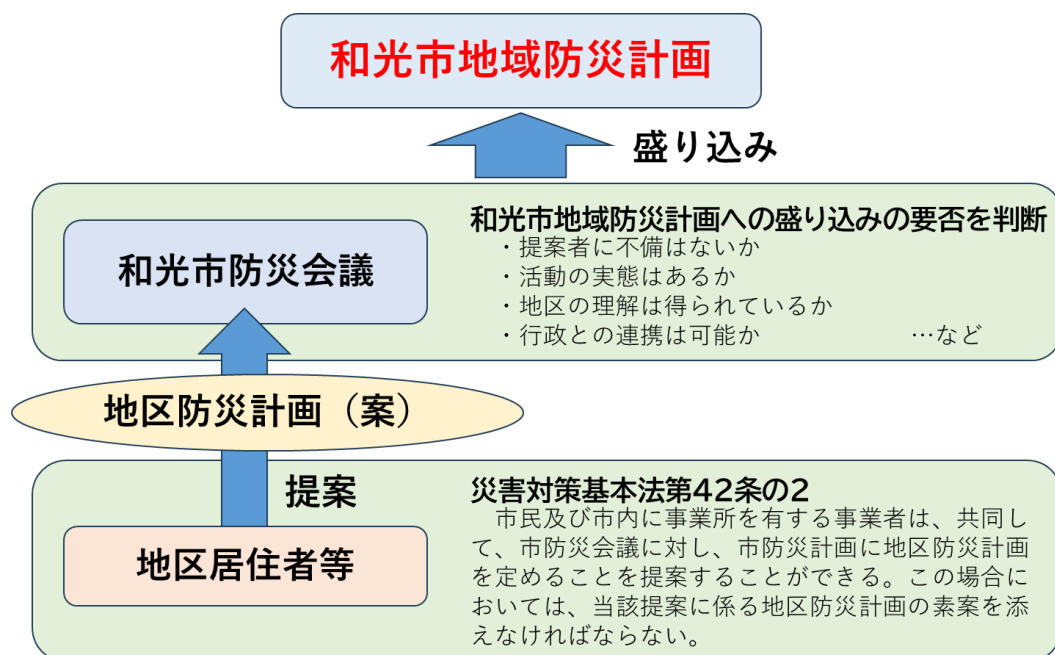
第3 地区防災計画

地区防災計画は、地区居住者等（市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者をいう。以下同じ。）により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等自ら活動主体となつたいわゆる「ボトムアップ型の計画」である。

市町村防災会議が、地区防災計画を作成するにあたっては、地区居住者等の意向が強く反映されることになる。（地区居住者等が、自ら計画の素案を作成し、市町村防災会議に提案するという計画提案制度も採用されおり、ボトムアップ型の要素となっている。）

防災の基本である自助と共助を強化するためには、地区居住者等による地区防災計画の作成が促進されるような機運醸成と、それを支援する体制・環境を構築する必要がある。

(図：地区防災計画と地域防災計画の関係)



(参考：内閣府 地区防災計画ガイドライン「図表 14 計画提案の流れ」)

2 地域防災計画の構成

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は、以下に示すとおりである。

- 【Ⅰ 総則編】
- 【Ⅱ 和光市の概況及び被害想定編】
- 【Ⅲ 震災対策編】
- 【Ⅳ 風水害対策編】
- 【Ⅴ 各種事故対策編】
- 【Ⅵ 資料編】

第4 本計画と埼玉県地域防災計画との関係等

1 埼玉県地域防災計画（以下、単に「県計画」という。）

災害対策基本法第40条に基づき埼玉県が作成する計画である。埼玉県防災会議は、防災基本計画^{※1}に基づき、当該都道府県の地域に係る地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない、この場合において防災業務計画^{※2}に抵触するものであってはならない。

^{※1}災害対策基本法第34条に基づき中央防災会議が作成する我が国における防災の基本を示す計画。

^{※2}防災基本計画に基づき作成される、指定行政機関（同法第36条、37条）及び指定公共機関（第39条）の防災に関する計画。

2 市町村地域防災計画と都道府県地域防災計画の関係

(1) 計画間の整合

災害対策基本法第42条では、市町村防災会議は防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない、この場合において防災業務計画及び都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならないと規定している。

市町村地域防災計画は、防災業務計画及び都道府県地域防災計画と一体をなすものであり、相互が有機的に作用してはじめて防災行政は効果的に推進される。したがって市町村地域防災計画は、これらの内容と抵触しないことが必要である。「抵触するものであってはならない」とは、一つの事項について、防災業務計画及び都道府県地域防災計画と市町村地域防災計画が異なった内容をもって定められている場合、防災業務計画及び都道府県地域防災計画の方が優先するという趣旨である。（逐条解説災害対策基本法／防災行政研究会・ぎょうせい）

(2) 県計画への準拠

和光市地域防災計画（以下、単に「地域防災計画」という。）及び県計画のいずれも防災会議により毎年検討が加えられるが、それぞれ検討もしくは修正の時期が異なるため、上位計画の修正に基づく記載事項の追加・修正等が反映される時期も異なることになる。

県計画に新たな取組等が追加された場合、本市の計画にその内容が反映されるまでには時間的な差が生じるため、県計画に掲げられた取組のうち、本市においても対応が必要となる事項については、地域防災計画が改定されるまでの間は、その必要な部分については県計画の記載事項に準拠するものとする。

(参考：令和２年度から令和５年度までの埼玉県地域防災計画の修正事項)

過去の災害対応の 教訓を踏まえた修正	令和２年度	① 避難に関する情報への理解促進
		② マイ・タイムラインの作成・普及
		③ 市町村長による避難情報の発令基準の改定
		④ 国や他都道府県からの人的・物的応援の受入体制の整備
		⑤ 県と市町村が一体となり、県外被災市町村に応援職員を派遣
災害対応を取り巻く 動向を踏まえた修正	令和２年度	⑥ 女性や要配慮者のニーズが高い物資等の拡充
		⑦ 埼玉県・市町村半壊特別給付金制度を新設
		⑧ 住宅の応急修理の対象拡大への対応
災害対策基本法の 改正を踏まえた修正	令和３年度	⑨ 避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するなど避難情報の改正を追加
		⑩ 個別避難計画作成の努力義務化による位置付けの強化を反映
		⑪ 発災前に居住者等を広域避難させる際の市町村間の協議などを追加
防災基本計画の改定 を踏まえた修正	令和２年度	⑫ 避難所における感染症対策
		⑬ 国の物資調達・輸送調整等支援システムにより備蓄状況を確認
	令和３年度	⑭ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進
		⑮ 避難行動の妨げとなる正常性バイアス等の理解の促進
	令和４年度	⑯ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
	令和５年度	⑰ 地震に関する情報の伝達(北海道・三陸沖後発地震注意報、長周期地震動階級)

第2節 地域防災計画と関連する主要な計画等

第1 和光市総合振興計画

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする第五次和光市総合振興計画（以下、「総合振興計画」という。）は、長期的な展望に立って和光市の目指すべき将来像（「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」）を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示したものである。

計画では、将来都市像やそれを具体化した市民生活の目標像を掲げ、描く未来の実現に向けた基本戦略を定めている。

防災に関する目標像は、「目標像3 身の回りの生活上の不安が軽減される」として掲げられ、目指す市の姿は「災害や犯罪などへの対策が整っている」と示されている。

さらに目標像の実現に向けた施策として「施策3-1 防災体制・消防支援体制の強化」を定め、「災害時に市民一人一人が自助・共助の意識を持つとともに、防災・消防体制を強化することにより、市民が安心して生活できるようにします。」を目標としている。

計画では、施策を取り巻く現状と課題を踏まえ、取組内容を次のように定めている。

取組内容	概 要
自助・共助の意識づくり	○ 災害時に自分の命や財産は自ら守り、住んでいる地域は近隣住民みんなで守るという自助・共助の意識を高めるための啓発を行っていきます。 ○ 地域防災組織などの活動援助を行っていきます。
防災体制の充実	○ 地域ごとの特性や災害の種類を考慮した防災訓練を行うとともに、各地域における自主的な防災体制の充実を図ります。 ○ 他自治体や国などの機関、民間などとの災害時応援協定の充実を図ります。
防災施設や情報伝達手段の計画的な整備	○ 新倉防災倉庫など、防災施設の計画的な更新を行います。 ○ 計画的な備蓄食糧の管理を行います。 ○ 災害用資材の整備を進めます。 ○ 災害時の情報伝達手段の確保を進めます。
災害時要配慮者対策	○ 災害時要配慮者に対する対策を検討していきます。 ○ 災害時要配慮者利用施設の洪水時避難対策を検討していきます。

（第五次 和光市総合振興計画 基本構想 34 ページから抜粋）

第2 和光市国土強靱化地域計画

1 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下、単に「国土強靱化地域計画」という。）として策定し、また、総合振興計画における地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけられている。

国土強靱化地域計画は、総合振興計画と並列に位置付けられ、その下位計画として、総合振興計画実施計画、地域防災計画や公共施設等総合管理計画などの個別分野計画、公共

施設マネジメント実行計画や舗装の個別施設計画、橋梁長寿命化修繕計画、小中学校個別施設計画などの個別施設計画を置くこととされている。

(2) 計画期間

計画は令和4年度から令和8年度までの5か年とし、事業の進捗や総合振興計画、地域防災計画の改定等に合わせて必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。

2 国土強靱化の基本目標

【4つの基本目標】

- I 市民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

(和光市国土強靱化計画 8ページから抜粋)

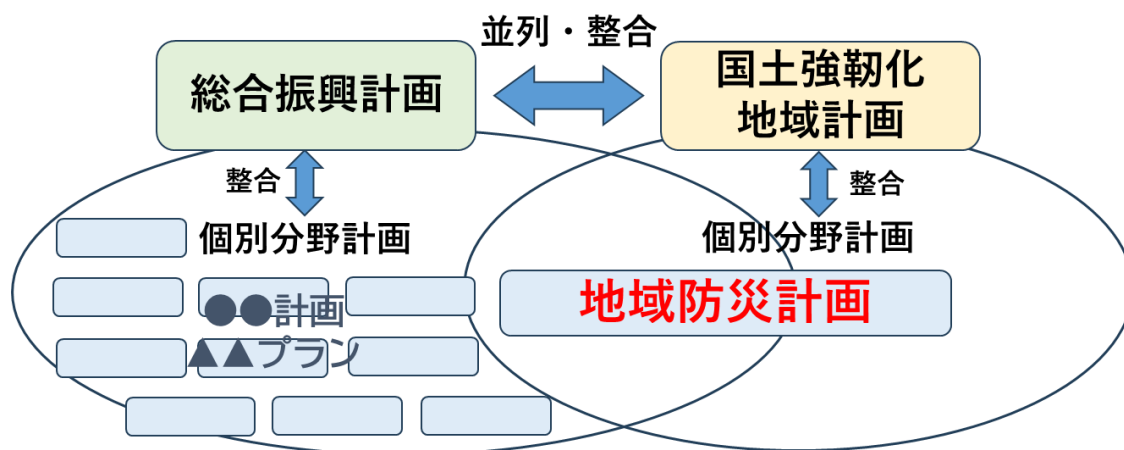
第3 地域防災計画と総合振興計画及び国土強靱化地域計画との関係

1 総合振興計画と国土強靱化地域計画の関係

総合振興計画は、市の目指すべき将来像の実現のために定められた最上位計画であり、地域防災計画はその個別分野計画の一つとして位置付けられているため、地域防災計画は総合振興計画の「施策3-1 防災体制・消防支援体制の強化」に掲げられた目標及び取組内容を踏まえたものとし、記載事項の整合を図らなければならない。

国土強靱化地域計画は、「総合振興計画と並列」に位置付けられているため、総合振興計画と同じく、地域防災計画が個別分野計画とされている。すなわち、地域防災計画は2つの計画に共通する防災分野の個別分野計画ということになる。

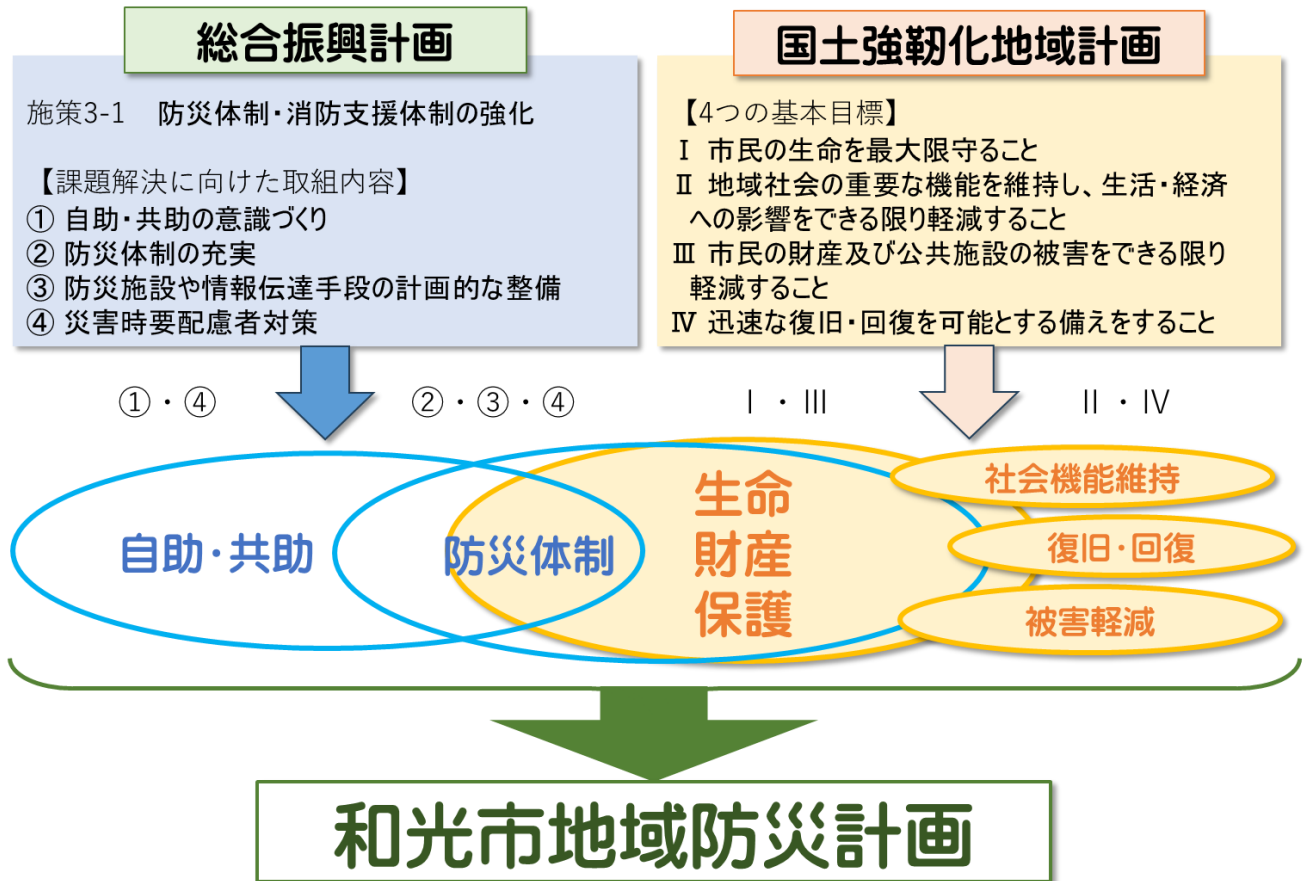
(図：和光市総合振興計画と和光市国土強靱化地域計画の関係)



2 地域防災計画との関係

地域防災計画を定めるにあたっては、上位計画である総合振興計画と国土強靱化地域計画が掲げる施策及び基本目標を踏まえ、整合を図る必要があるため、それぞれの計画における施策及び目標を統合・整理すると、計画間の関係は下図のようになる。

(図：地域防災計画と総合振興計画及び国土強靱化地域計画の関係)



総合振興計画が掲げる具体的な取組のうち、「①自助・共助の意識づくり」と「④災害時要配慮者対策」が上図中段の「自助・共助」の輪に含まれ、「②防災体制の充実」と「③防災施設や情報伝達手段の計画的な整備」が「防災体制」の輪に含まれることになる。（「④災害時要配慮者対策」も支援のための体制整備が必要になることから「防災体制の充実」に含まれる。）

同じように国土強靱化地域計画の基本目標は「Ⅰ市民の生命を最大限に守ること」と「Ⅲ市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること」が「生命・財産保護」に含まれ、この輪は「防災体制」の輪と重なる（取組の方向性が類似する）ことになる。さらに「Ⅱ地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること」と「Ⅳ迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること」は、それぞれ「防災体制」及び「生命・財産保護」の双方に重なる「社会機能維持」、「復旧・回復」及び「被害軽減」の輪で表すことができる。

以上のことから、地域防災計画において定める施策の範囲は、「自助・共助」、「防災体制」、「生命・財産保護」及び「社会機能維持（復旧・回復及び被害軽減を含む）」となる。

第4 関係機関等の計画

指定行政機関等の防災業務計画【本編 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱】に示す指定行政機関等の防災業務計画との整合を図る。

第5 埼玉県南西部消防局消防計画

1 埼玉県南西部消防局消防計画（以下、「消防計画」という。）の要旨

消防計画は、災害対策基本法及び市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき、消防組織法（昭和22年法律第226号）に定める消防の任務及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令の目的を達成するため、埼玉県南西部消防局（以下「消防局」という。）が災害に対処するための組織及び施設の整備拡充並びに防災活動に関する事項を示したものである。

(1) 消防機関の独自の計画で、地域防災計画と重複する部分においても、活動内容が詳細に記載されている。

(2) 小規模な災害に対して、平常時の組織として迅速に対応できる。また、地域防災計画と重複する部分において、密接な関連性を保っている。

(3) 地域防災計画に有機的に移行できる。

これらの関係は、相互に抵触せず密接な関連性を保つ。

2 地域防災との整合

消防計画に防災という面はあるが、地域防災計画と重複する部分では、互いに相反しないように定められている。

実際の災害時の活動では、救急・救助、消火、情報収集・伝達等、消防機関が活動する分野が非常に多いため、消防業務は消防局・消防署が担うものである。

しかし、基本的には市全体が対処すべき業務である。この点を念頭において、本市の地域防災計画は、消防計画と整合するものとする。

第3節 地域防災計画の基本理念、防災目標及び基本方針

第1 基本理念

災害対策基本法第2条の2では、減災の考え方(第1項)、自助・共助・公助等の考え方(第2項)を明記し、災害対策に関する基本的な考え方を広く共有し、関係者が一体となって災害対策に取り組む体制を構築できるよう基本理念を定めている。

地域防災計画の基本理念は、災害対策基本法の趣旨を踏まえ、計画の目的(減災の実現)と防災政策の価値観(自助・共助・公助の適切な役割分担)から基本理念を導出し、防災政策のあるべき姿として掲げるものとする。

基本理念

災害に強い安心して生活できるまちの創出

第2 防災目標

防災政策において災害を常に想定した上で対策を行う必要があることはいうまでもないが、自然現象による災害の発生をすべて防ぎきることはできないことも直視しなければならない。その上で被害の最小化及び被害からの迅速な回復を図るという、いわゆる「減災」の考え方が必要になる。

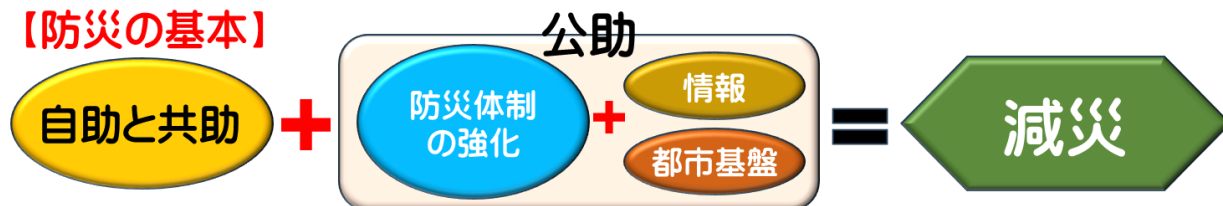
防災政策の推進により減災の実現を目指すための手立てとして、自助、共助及び公助のすべてを含む市全体の防災体制を強化することにより、市民の生命と財産を保護するものとする。

防災目標

自助・共助の強化と防災体制の強化による
減災(被害の最小化)の実現

防災目標の趣旨は、個人と地域が自らの安全を確保する「自助と共助」を防災政策の基本とし、「公助」との適切な役割分担と、地域・行政・関係機関等との連携を強化すること。また、適切な情報の把握・活用・発信の取組及び防災活動の基盤となる災害に強いまちづくりの取組により、減災(被害の最小化)を実現するものである。

【防災の基本】



第3 基本方針

防災目標を達成するための具体的な方策（減災実現に向けた取組の方向性）として次の基本方針を掲げる。

【Ⅲ震災対策編】、【Ⅳ風水害対策編】及び【Ⅴ各種事故対策編】における施策及び計画は、基本方針に則って定めるものとする。

① 市民自助力・“互近助力”の向上

方針①は、計画全体を貫く本市の防災政策の基本姿勢として示すものである。

市民一人ひとりが自主的・自発的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災機能向上のために地区内の居住者等が連携して行う防災活動である「共助」なくしては災害に対処することは困難であるため、こうした自主的・自発的な防災活動を促進することで地域の防災力を高めることを防災政策の基本とする。

地域の防災力を高めるための基礎は市民の自助と地域・地区の共助であることから、これらを「市民自助力」、「互近助力※」とし、それぞれの“力”を向上させることで地域防災に係る施策及び計画をより効果的に推進することを目指すものとする。

※防災研究者である山村武彦氏が提唱する「同じ地域に住む者同士、互いに近くで助けあう」ことを意味する造語。ここでは共助をより具体的に表現するために用いている。

② 災害対応のための組織力強化

方針②は、施策及び計画の基礎となる「地域・地区における防災組織力」と、住民に最も近い公助を担う「市の組織力（庁内組織力）」の強化を掲げている。

地域防災政策は、自助・共助・公助がそれぞれの適切な役割分担と有機的な連携により実現すべきものであるが、そのためには法令や制度、地域や組織の慣例や文化等による機械的な割り切りではなく、相互の立場と責務を理解・尊重した上で、減災という同一の防災目標に向かって相互に「共感」を得ることができるよう組織と関係性の構築により地域防災政策の基盤を強固なものとすることを目指すものである。

③ 地域医療と災害医療の連携体制

方針③は、災害発生時を想定した地域医療との連携体制強化と感染症対策を念頭に置いた災害対応（避難所運営を含む）を掲げている。

この方針に基づき、地域医療との連携強化により災害フェーズ※の超急性期・急性期における地域医療の機動体制及び医療従事者のマンパワー確保等、急性期から亜急性期における避難所における保健医療及び地域保健活動のための体制整備を実施するものとする。

※災害医療において、災害が発生した際にその対応がどのように進行するかを示す一連の期間を指し、次の5段階に分けられる。

①超急性期（発災直後）、②急性期（72時間まで）、③亜急性期（1週間程度まで）

④慢性期（1週間から1か月程度まで）、⑤平穩期（3か月程度以降）

④ 防災情報のデジタル化

方針④は、市の防災業務及び災害対応と市民に対する情報発信のデジタル化を掲げている。

防災・災害対応業務のデジタル化推進によるマンパワー確保及び職員配置の最適化を実現するとともに、市民への情報発信や関係機関等との情報共有にデジタル技術を活用することで減災（被害の最小化）の実現を目指すものとする。

⑤ 災害に強いまち・環境の創出

方針⑤は、都市基盤整備や地域における防災のための環境づくりなど、ハード面からの対応を掲げたものである。

自然災害に強い都市基盤の整備は、限られた区域（スペース）と財源の中で効果的かつ効率的に進めなければならない。しかし、自然災害は発生時期が予測できないため、全てのリスク（顕在化したリスクや潜在的なリスク）に対して事前に、しかも短期間で対策や改善を施すことは現実的には不可能であるため、その時点において様々な工夫により安心と安全を確保し、減災を実現するという姿勢が必要となる。

本計画に基づき行う防災に関するハード整備（避難所等の整備や環境向上等の取組を含む）を検討・実施する際には、この方針を踏まえるものとする。

第4節 防災に関する計画の改定（修正）

第1 地域防災計画の改定（修正）

1 計画の見直し（検討）

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、和光市防災会議において毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正するものとする。

2 計画に定めた施策又は計画の見直し（検討）の頻度等

本計画において定める施策もしくは計画について、本計画の改定により新たに定めたとき又は修正したときは、その効果等を検証するため、災害対策基本法第42条第1項の規定に関わらず継続して実施するものとする。なお、その期間は対象となる施策又は計画の重要度及び性質に応じて3年から5年を目安とする。

3 防災会議会長（和光市長）の専決[※]による改定（修正）

計画の見直しにより修正が必要になる事項のうち、軽易な事項（年号、名称、所在地及び引用法令等の条項番号等）及び法令等による義務付けのある事項等の防災会議における議論の余地のない事項については、和光市防災会議運営要領第4条に基づき専決処理し、専決処理した場合は防災会議に報告するものとする。

※「和光市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項（昭和43年8月20日防災会議可決）」の改正により、令和7年4月1日から軽易な事項等を会長が専決により処理することができることとした。（令和6年11月21日防災会議可決）

第2 各種マニュアル等の作成と修正及び各種計画等の策定

本計画は防災に関する基本的事項を定めたものであり、本計画に基づき各部署は各種マニュアル等の作成及び各種計画等を策定して、災害に即応できる体制を整備しておく必要がある。また各部署は、必要に応じてマニュアルの修正を行うものとする。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 和光市

第1 防災に関する業務

災害対策基本法第5条第1項は、市町村は基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有すると規定している。

市は、埼玉県南西部消防局及び指定地方公共機関等と連携して、災害予防、災害応急・復旧対策及び災害復興対策等の防災に関する業務を実施する。

市	事務又は業務の大綱
和光市	1 災害予防 (1) 防災に関する市民の啓発及び教育に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備に関すること。 (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (6) 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (7) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。 2 災害応急・復旧対策 (1) 警報等の情報伝達や避難の勧告又は指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救護、救助その他保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 3 災害復興 被災地域及び施設等の復興に関すること。

第 2 和光市防災会議

1 設置根拠

災害対策基本法第 16 条、和光市防災会議条例及び和光市防災会議運営要領

【資料-2 和光市防災会議条例】

【資料-4 和光市防災会議運営要領】

2 所掌事務

市は、災害対策基本法第 16 条に基づき、次の業務を実施するために、和光市防災会議を設置する。防災会議の所掌事務は次のとおりである。

市	所掌事務
和光市防災会議	1 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。 2 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 3 市の地域に係る防災に関する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 4 その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 防災会議委員

防災会議は、市長を会長として、1 号委員～9 号委員で構成する。

【資料-6 和光市防災会議委員】

第 2 節 消防

消防機関	事務又は業務の大綱
埼玉県南西部消防局	1 消防施設、消防局体制の整備に関すること。 2 救助及び救援施設、体制の整備に関すること。 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 4 消防知識の啓発、普及に関すること。 5 火災発生時の消火活動に関すること。 6 水防活動の協力、援助に関すること。 7 被災者の救助、救援に関すること。 8 災害に関する情報の収集、伝達及び調査に関すること。
和光市消防団	1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 避難誘導及び救出、救助に関すること。 4 その他、市の災害対策業務への協力に関すること。

第3節 県の機関

災害対策基本法第4条第1項において、都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有するとされている。

県の機関	事務又は業務の大綱
埼玉県	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2 災害応急対策 (1) 警報の伝達等及び避難の勧告又は指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

第4節 警察の機関

警察の機関	事務又は業務の大綱
朝霞警察署	1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2 警告及び避難誘導に関すること。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4 交通の秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防検挙に関すること。 6 行方不明者の搜索と検視及び死体の調査に関すること。 7 漂流物等の処理に関すること。 8 その他治安維持に必要な措置に関すること。

第5節 自衛隊

自衛隊	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事。。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。。 (3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関する事。。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行ふ必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事。。 (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

第6節 指定地方行政機関等

第1 指定地方行政機関

災害対策基本法第3条第1項において、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされている。

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
埼玉労働局 さいたま労働基準監督署	工場及び事業所における労働災害の防止に関する事。。
関東地方整備局 荒川上流河川事務所	1 災害予防 (1) 震災対策の推進に関する事。。 (2) 危機管理体制の整備に関する事。。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関する事。。 (4) 防災教育等の実施に関する事。。 (5) 防災訓練に関する事。。 (6) 再発防止対策の実施に関する事。。 2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関する事。。 (2) 活動体制の確保に関する事。。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関する事。。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関する事。。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関する事。。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関する事。。 (7) 緊急輸送に関する事。。 (8) 二次災害の防止対策に関する事。。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関する事。。 (10) 地方公共団体等への支援に関する事。

	(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関する事。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関する事。 (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関する事。 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施に関する事。 (2) 都市の復興に関する事。 (3) 被災事業者等への支援措置に関する事。
東京管区気象台 熊谷地方気象台	3 東京管区気象台（熊谷地方気象台） (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。 (6) 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。 （気象庁防災対応支援チーム：JETT）

第2 指定公共機関

災害対策基本法第6条第1項において、指定公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有するとされている。

指定公共機関	事務又は業務の大綱
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	1 電気通信設備の整備に関する事。 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関する事。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
日本赤十字社埼玉県支部 和光市地区	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一部保存を除く。）に関する事。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関する事。 3 主として日本赤十字社埼玉県支部を通じ、炊き出し、物資配給、避難所作業、緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並

	びに義援金の募集、配分の協力に関すること。
日本通運株式会社埼玉支店 新座コンテナ事業所	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。
東京電力株式会社パワーグリッド株式会社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガスグループ（東京ガス株式会社・東京ガスネットワーク株式会社）	1 ガス供給施設（製造施設を含む）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給の確保に関すること

第3 指定地方公共機関

災害対策基本法第6条第1項において、指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有するとされている。

指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
東武鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 和光市駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び旅客の輸送の協力に関すること。
埼玉県トラック協会 朝霞支部	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送に関すること。
埼玉県バス協会	1 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。 2 災害時におけるバス車両等配車に関すること。
朝霞地区医師会 歯科医師会 薬剤師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

第7節 公共的団体・協力機関

災害対策基本法第7条第1項において、地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならないとされている。

公共的団体・協力機関	事務又は業務の大綱
あさか野農業協同組合	1 市が行う被災状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。

埼玉県生活協同組合連合会	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
和光市商工会	1 市が行う商工業関係被災調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援用物資及び復旧資材の確保について協力、あっせんに関すること。
和光市建設業安全協会	1 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。 2 災害復旧に関すること。
和光市指定上下水道組合	1 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること。 2 災害時における水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。 3 災害時における下水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護の実施に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

第8節 市民等

第1 市民

災害時において、被害の未然防止又は低減を図るためには。市民一人ひとりの防災意識が重要であり、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより防災に寄与するように努めなければならない。

市民としての基本的な役割は次のとおりである。

1 平常時の役割

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災設備の設置
- (4) 防災用品、非常持出品の準備
- (5) 一人3日（推奨1週間）分の飲料水・食料の備蓄
- (6) 生活必需品備蓄
- (7) 家具類の転倒防止や窓ガラスの落下・飛散防止
- (8) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化
- (9) 災害時の家族同士の連絡方法の確認
- (10) 自主防災組織への参加
- (11) 市や県が実施する防災訓練への参加
- (12) 自治会などによる地域の協力・協働体制への参画
- (13) 可能な範囲での近隣の要配慮者の把握と交流

- (14) 要配慮者のいる家庭は、住民組織や市へ可能な範囲で事前に通知
- (15) 住宅の耐震化
- (16) 家庭や地域での防災総点検の実施

2 災害時の役割

- (1) 適切な初期消火
- (2) 避難時の電気ブレーカー遮断（通電火災の防止）、戸締まり、ガスの元栓の閉鎖
- (3) 地域住民の共助による近隣の負傷者・避難行動要支援者の救出・救助
- (4) 自主防災活動への参加、協力
- (5) 避難場所での自主的な活動
- (6) 避難所でのゆずりあい
- (7) 市、県及び防災関係機関が実施する防災活動への協力
- (8) 風評に乗らず、風評を広めない

第2 自主防災組織

自治会やマンション管理組合等により組織化された自主防災会が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

1 平常時の役割

- (1) 防災に関する知識の普及、啓発
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 地区内の避難行動要支援者の把握
- (4) 消火訓練の実施
- (5) 避難誘導訓練の実施（特に避難行動要支援者に配慮）
- (6) 救援救護訓練の実施
- (7) 防災用資機材の備蓄、管理

2 災害時の役割

- (1) 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- (2) 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
- (3) 人員の確認、地域住民の避難誘導
- (4) 避難行動要支援者の保護、安全確保
- (5) 負傷者の救護
- (6) 避難所開設への協力
- (7) 市と協力して避難所運営活動の実施
- (8) 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- (9) 救援物資の受入れ、配分
- (10) 食料、飲料水の調達、配分
- (11) 防災用資機材の活用

第3 事業所

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。また、市や県、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災活動に協力することも必要である。

このため、従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献等、災害時に果たすべき役割を発揮できるよう、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施等の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

事業所としての基本的な役割は次のとおりである。

1 平常時の役割

- (1) 災害時の防災体制の整備
- (2) 備品などの転倒防止対策等の職場の安全対策
- (3) 建物の耐震診断、必要な補強等
- (4) 備蓄品・非常持出品の点検
- (5) 従業員等との非常時の連絡方法等の整備
- (6) 消火器、発電機など防災資機材の点検
- (7) 危険物施設の安全点検
- (8) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

2 災害時の役割

- (1) 利用者、従業員等の安全確保
- (2) 被災者等の安否確認
- (3) 救助隊との協力
- (4) 救助・救護の実施
- (5) 市と連携した被害の拡大防止